

平成22年太宰府市議会第1回(3月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成22年3月4日(木)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成22年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成22年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第9号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第12号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書
- 日程第7 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願
- 日程第8 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	小 柳 道 枝 議員
委員	武 藤 哲 志 議員	委員	佐 伯 修 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	長 谷 川 公 成 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総 務 部 長	木 村 甚 治	協働のまち推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	松 田 幸 夫	教 育 部 長	山 田 純 裕
議会事務局長	松 島 健 二	会 計 管 理 者	宮 原 勝 美
総 務 課 長	大 薮 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	協働のまち推進課長	諫 山 博 美
税 務 課 長	鬼 木 敏 光	納 税 課 長	高 柳 光

教 務 課 長 木 村 裕 子
生涯学習課長 古 川 芳 文
文 化 財 課 長 齋 藤 廣 之
監査委員事務局長 井 上 義 昭
人権政策課長 蜷 川 二三雄

学校教育課長 小 嶋 禎 二
中央公民館長兼市
民図書館長 吉 村 多美江
会 計 課 長 和 田 有 司
議 事 課 長 田 中 利 雄

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（１名）

書 記 茂 田 和 紀

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さんおはようございます。

それでは、これから総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりです。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第9号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

議案書の28ページ及び29ページでございます。

この条例改正につきましては、市長の提案理由説明にもありましたように、まだまだ厳しい財政状況等ある中、率先垂範して自分の姿勢を示すということで、平成19年7月から市長の給料につきましては10%、副市長につきましては5%をそれぞれ減額を行っているところですが、その期間につきましてさらに1年間延長するという判断がありましたので、改正を行うものです。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 議案第9号の中の太宰府市男女共同参画推進委員の日額報酬の改正について、ご説明いたします。

本件は、太宰府市男女共同参画推進委員の日額報酬について、現在5,500円としておりますが、本来の推進委員の業務内容や近隣の市町の日額報酬を調査しましたところ、1万5,000円から2万円という状況になっておりますので、その均衡を図るために日額報酬を2万円に改正するものでございます。

新旧対照表の4ページをご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長みずから給与の減額、副市長もやっていますが、説明の内容はよくわ

かりますが、こういう減額をして、最終的には職員のほうも給与の引き下げ、昇給停止、こういう状況になっておりますが、現在のところどのくらい、この3年の間減額してどういう効果があったのか、ある一定報告をいただけませんか。

それから2点目ですが、2万円の金額というのはあまりにも、太宰府市の中で大きい、大変大きな金額ですが、審議内容だとか、この2万円を支払う対象者、そういうのもあわせて報告いただきたい。この1万5,000円から2万円だったので2万円ということですが、これ以外にまた費用弁償があるのか、こういう部分も説明を受けたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 1点目の関係でございますが、市長、副市長、それから教育長もあわせまして、給料、期末手当、3人合計で年間に268万7,805円ほど減額というふうな形になっております。そういったことで、市の財政の部分に、結果的には収入に寄与しているという形になってこようかと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 男女共同参画推進委員が処理する事業について、ご説明をいたします。

ひとつは市が実施する参画施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策もしくは措置についての苦情と、性別による差別的取り扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済等ということになりました。具体的には苦情や救済の申出人からの事情聴取や、それに伴います助言、支援を行うとともに、必要に応じて調査し、是正または改善勧告、救済勧告、そして報告などを市長に行うなど多岐にわたる業務を担っていただくことになっております。

つまり、他のさまざまな審議会の委員さんのように、各議事にそって審議する会議に出席するための報酬とは内容が異なるものでございます。

なお、費用弁償については支給しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず市長の、約268万円ということですが、これは一期ごとに支払う退職金には影響を及ぼすのか報告いただきたい。

2点目は男女共同参画推進委員の件ですが、いろんな形ということですけど、その実績がどういう状況であるのか。いろんな形で今新聞でも、警察も含めて女性に対する暴力、DVだとかセクハラ対策もやられているようですが、太宰府市ではこういう状況で、そういうものが出てくるとそのつど男女共同参画推進委員の方が対応するのか、月に一度なのか、そういう具体性のない、内容的なものは今具体的に報告いただきましたが、現在はどういう状況でまとめたり、審議をしたり調査しているのか、その実績があるのかを報告いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 退職金の関係についてでございますが、1年間で見ますと市長で46万9,200円という影響が出てまいります。他の、副市長については11万7,000円、それから教育長につきましては年間8万8,200円という影響が出てまいります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 男女共同参画推進委員によります苦情処理、救済等の申し出の件数でございますが、本市においては、平成18年度の条例施行から今日まで件数としては出ておりません。

しかし、近隣の市町におきましては、この4年の間に1件から6件、推進委員が処理された事案が出ております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その推進委員の権限といいますか、どの範囲までそういう相談処理関係で、当然法務局もありますし裁判所もありますし、具体的には実績がないということですから、出てきた時にその権限、市長に答申する、報告する、処理する、解決させる、権限的なものはどの範囲まで及ぶんでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 推進委員につきましては、先ほど申し上げましたけれども、まず事案が申出人から出されますと、会議を開いて内容を審議いただきまして、申出人との面接、そして必要に応じての調査、それからその調査をまとめまして、必要に応じて市に対する是正勧告や救済勧告をしていただきますし、また、制度改善のための意見表明、それから市以外にかかる人権救済の申し出につきましても、市長に対してその改善要請等を報告していただくということになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今担当課長からの説明を聞くとね、そういうのが出てくると一日じゃ解決しないような状況になりますし、早く言えば男女共同参画推進委員が何人も、何日もということになると大変な金額になるような感じがしますが、そういう状況にはならないんでしょうか。

やはり今の話を聞いて、そういう相談が出た、審議会を開いて審議する、調査する、答申するというと、もう10日かかれば20万円、そういう状況になるような感じがしますが、しかも時期を逸すると問題の解決にならない、こういう状況になりますが、大体そういうものが起きた時にはどのくらいの費用を考えられているのか、もう少しわかりやすく説明いただけませんか。今の回答では、もしそういうものが出てくると何日もしなければならないという感じがしますが、その辺はどうですか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） この苦情処理、救済の申し出にかかる部分につきましては、一切をこの推進委員にお願いするということではなく、いわゆる内容の整理とか補充調査は私ども事務局のほうで動きまして、推進委員には効率的に活動いただくように考えております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 推進委員の件ですけど、太宰府市男女共同参画推進条例第16条以降の苦情処理の仕組みですね、先ほどいろいろ検討して申告とかいうことですけど、場合によっては事業所や氏名の公表もありましたよね。非常に強い権限、どうかすると社会的に非常に大きな影響を与える、そういう仕組みですね。第16条以降はいらないのではないかと、この辺が条例制定の時に非常に問題になってしまったもんだして、いわゆるコメントも、市民からの意見もほとんど2つに割れたようなことは覚えていらっしゃると思いますけども。

まず毎回、苦情の申し立てがあったのかということと今まで1件もなかったと、今もう1回聞いたら相変わらず1件もないということですね。1件もないのに、そもそもこの仕組みが必要なのかということとをそろそろ検討しなければいけないんじゃないかならうかと。周りがしているからうちもしなくてはいけないというのはどうなのか。

それから、ひとつお聞きしたいのが、近隣市の具体的な金額を教えてください。

それから、今確か2名でしたよね、2名で、今武藤委員のほうからもありましたように、2名出てきて4万円、10日出てくれば40万円ですね。だけどそれは、今日はあなたは来てくださいますか、来なくていいとか、それを所管課がやるのか。そんな使い方でもいいのかどうか。そもそもそんな使い方でもいいのであれば、法的なことは市の顧問弁護士もおられますし、そもそもこれが必要なのかどうか、もう少し説明してください。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 男女共同参画社会実現を図る上で、この太宰府市男女共同参画推進条例に定めております第16条、先ほど申し上げました市の施策、措置に対する苦情、それから人権侵害を受けた時に救済については、非常に大きな部分であるというふうに考えております。もちろんこういったことのないように、市も市民の方も活動していただくということを、私どもも力を入れて啓発に取り組んでおります。しかし、現実、この筑紫地区の自治体におきましても、先ほど報告いたしましたとおり事案が発生しておりますので、この推進委員は本市においても必要なものと考えております。

なお、近隣市の日額報酬ですが、1万5,000円が大野城市。筑紫野市、春日市、那珂川町は2万円でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 大野城市は早くから男女共同参画宣言都市というふうなことをいってありましたが、大野城市が1万5,000円に対応できるのに、なぜ2万円にするのか。その5,000円の違

いを説明してください。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） これは、推進委員をお願いしております弁護士の方の平均的といえますか、最低でも30分で5,000円という状況から、2時間程度の会議ということで2万円という数字を出させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 推進委員は弁護士じゃないといけないんですか。大野城市はどうなんでしょう。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 先ほど担当が筑紫地区の件を申し上げましたけども、県下いろいろ調査いたしております。例えば飯塚市周辺でありますとか行橋市、久留米市、それぞれこの辺あたりを調査した結果2万円という一定の基準がございましたので、それに倣ったということでございます。

あと、必ずしも弁護士というわけではないんですけども、幅広い、そういう知識を持っていらっしゃるのがひとつと、あとお一方については元大学の教授、先生という2人で今委員をお願いしております。当然、この推進委員の出番がないように、市として市民に幅広く啓発していくというのが我々の業務だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 第16条以降の仕組みが、やはり家庭の中にまで行政が踏み込んできたり、自由な活動とか、そういったことを阻害するような可能性というのはあるわけですね。これに関して、確かに女性の社会進出とか男女平等とか、それらを担当するというのは大事なんですけども、私は第15条までで充分にできると思う。

それと、先ほど武藤委員のほうからもあったように、DVのホットラインとか、あるいは民生委員にしる法務局にしる、社会的な仕組みはいろいろあるわけですね。あえてこの男女共同参画推進条例というものができたというのは、太宰府市もそういったことに取り組むよという理念、理念の部分はいいいんだけど、実効性が云々という、実際に事業所とか家庭の中に踏み込んで裁くというふうなものがそもそも必要なのかということは、まだまだ議論しなくてはならない。まず第一、この何年間も一件もないということは、やはり無駄、必要ないんじゃないかという気がしますね。

この件は一般質問でまた、久しぶりにやらせていただきたいと思います。今回は間に合いませんけど。よろしく。

終わります。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 男女共同参画推進委員ですが、今現在何名おられるのか、それと男女の比

率、委員の比率を参考までに聞いておきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 推進委員は男女1名ずつの2名でございます。

○委員長（清水章一委員） 男女共同参画の関係は総務文教常任委員会と所管が違いますので、今回は報酬の部分ですので中身まで立ち入るのはいかがでしょうかと思っていますので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 2名ということですね。男性1名、女性1名が推進委員ということで。

はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を 改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第2、議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

議案書の30ページ及び31ページでございます。

先ほど議案第9号で説明しましたように、市長、副市長の給与の改正とあわせまして、教育長も三役としまして同じ姿勢を示すということで、同じく給料を1年間5%減額するという事で改正を行うものです。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いつも聞いていますが、教育長の月額、これは一般職との差はどのくらい近づいていますか。一般職の最高額と教育長の月額ですね。この辺についてわかれば。どのくらい一般職と、いろんな給与表があるわけですが、5%の減額、この部分についてわかれば。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 教育長の減額後の金額が月額64万9,000円です。現職の職員の最高の部分でございますが、減給補償分あわせまして45万815円ということでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第11号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、国の放課後児童クラブガイドラインによりまして、一放課後児童クラブの規模は最大70人までとされております。平成22年度から定員が70人を超えた場合は、運営費の県費補助金がなくなることから、定員が70人を超える水城学童保育所の分割を行うため学

童保育所設置条例の一部改正を行うものです。

水城学童保育所を分割するための工事を本年度の夏休みに行っております。

別冊資料の条例等改正新旧対照表の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

左側が現行で、右側が改正案となっております。左側の第2条第1号でございますが、現在水城学童保育所につきましては定員が90人ということになっております。これを分割するものです。

右側の改正案第2条第1号になりますが、名称を水城第一学童保育所に改めまして定員を70人に、その下段の第2号で新たに1号追加しまして、名称を水城第二学童保育所といたしまして定員を50人といたしております。

また、第1号の次に新たに1号を追加した関係から、第2号以下、号数が1号ずつ繰り下がっております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今年の4月から水城学童保育所が大体何名ぐらいになる予定なのかということと、それと水城第二学童保育所ですね、これは新たにつくるということで、夏休みに工事をされるということですが、それまでは一体どういうふうな対応をされるんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 4月1日の見込みの入所者数につきましては488名、全体ですね。水城第一学童保育所については53名、水城第二学童保育所が33名、計86名となっております。

工事につきましては今年度、平成21年度、昨年の7月、8月の夏休みに行っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 工事の予定というか、これに対する補助金があるのかどうか1点ですね。

それから、今面積もないんですが、空き教室を使おうというふうに考えているのかどうか、この水城第二学童保育所の問題についてですね。

それから職員配置をどういうふうに考えているのか。53名と33名ということでありましたが、当然指導員も今後できた場合について、4月以降になりますが、今の私ども、何回か見せていただいているんですが、水城第二学童保育所をどの位置にどういうふうにつくろうとしているのか。そういう部分がわかりましたら。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 説明不足で済みません。

昨年の7月、8月に校舎内の2クラス分の空き教室を利用しまして、今現在あります学童保育所の近くの校舎内に設置いたしております。

嘱託指導員につきましては、1カ所当たり2名配置するようにいたしております。現在、もう2つに分かれておりますので、4名配置いたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補助金があったかどうか。

○学校教育課長（小嶋禎二） 改修の補助金についてはもらっておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 運営について1点だけお聞きしたいんですけど、子どもを預けてまた迎えにくるという形だと思うんですが、例えばアンビシャス広場とかが近くにあってそういう場所に行ったり、あるいは一部習い事とかがある時に、これちょっと相談を受けたことがあるんですけど、出たり入ったりとか、管理上どんなふうにされているのか。許可制でやっているのか、その辺の事をお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 国分学童保育所になると思いますが、アンビシャス広場とかに途中で抜け出している学童もおります。その時は許可して、嘱託指導員に許可をもらって行っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長の施政方針でもありましたけど、この学童保育所の、保育所も含めてですが、延長時間による、今までと大幅に、働く女性のそういう状況も配慮されて保育時間が延長になりましたが、そういう状況の中で、前年と比較して予算の増額が考えられるわけですよね。そういう歳入と歳出の関係では、どのくらいの変化がありますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 嘱託指導員につきましては、一学童保育所当たり2名を3名にする予定にいたしております。その関係で賃金につきましては500万円前後、それから光熱水費が40万円、あわせて550万円程度増加する見込みとしております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成 6 名 反対 0 名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議案第12号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等  
に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第 4、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、執行部の説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

太宰府市消防団に女性部が平成14年 4 月 1 日に設置されまして約 8 年が経過しておりますけれども、女性部には団員 1 名が代表として存在するだけで、組織的に部長、班長も置かずにきていることから、指揮命令系統が不十分なまとなっております。

これまで出初式等への参加を初め、高齢者宅への防火訪問、市民政庁まつりでの防火 P R のための寸劇上演、ルミナスフェスタへの参加及び各種事業所への普通救命講習への参加など活動内容も年々充実してきております。

こうした中で、代表を部長として正式に位置付けまして班長を置くことで指揮命令系統を明確化するため、本年 4 月 1 日から他の部と同様に正式に部長制を導入し、部長 1 名、班長 3 名を置くことの改正でございます。

なお、あわせまして、第12条の表中、技術手当を機関員手当と名称を変更するものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 暫時休憩を要求します。

この件について、別室で協議させていただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） では、暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時09分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

どなたか質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 休憩をいただきまして、ありがとうございます。

まず消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務に関する条例の改正ですが、新たに部長1名と班長を3名増員をした内容が1点ありますが、どういう形で増員をしたのかというのを説明いただきたい。

2点目に、消防団員に対する分限、懲戒、服務に規定する内容について、報告をいただきたい。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 今回部長1名、班長3名を位置付けましたのは、女性部の指揮命令系統を明確にするために条例の改正をしたところでございます。

それから、消防団員の分限及び懲戒、服務等に関する件につきましては、条例並びに規則に分限、懲戒等の該当項目がございますので、事実関係が確認できましたら条例、規則にのっとって対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 9ページのほうに書いてあります技術手当が機関員手当になったということですが、真意というか、言葉だけが違うようですが、真意はどういう考えで。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） これは単なる名称だけの変更で、近隣市町とあわせて今回この名称に変えたということでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時11分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(清水章一委員) 日程第5、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の3歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、補正予算書16、17ページをお開けください。

2款1項7目財産管理費について、説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(轟 満) 財産管理費、庁舎維持管理費についてご説明いたします。

今回補正させていただきますのは、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付が決定いたしましたので、年度末であります補正させていただくものです。実際の工事につきましては、繰り越しで実施する予定であります。中身につきましては、庁舎のエレベーター改修工事、それと庁舎のトイレ排水管改修工事であります。

まず委託料ですが、庁舎エレベーター改修工事に伴います設計監理を予定しております。

次に工事請負費、まず庁舎エレベーター改修工事につきましては、22、23ページで中央公民館関係の補正がありますが、中央公民館のエレベーター改修もあわせて一括で工事発注する予定にしております。改修の中身は大体中央公民館も庁舎も一緒ですが、庁舎につきましては昭和59年12月に竣工いたしまして25年経過しております。メーカーの部品供給期間が20年ということで、もう既に超えております。設備の耐用年数からしましても25年ということで、これも経過しております。現在エレベーター関係の建築基準法の改正によりまして、現行法にあわないという部分も多々あるということから、今回改修を行うものであります。

改修の中身としましては、エレベーターのかご、上下に移動しますかご以外の主な機械、巻き上げ機モーターとか制御盤、操作盤などの機器の全面取り替えを行うようにしております。改修後につきましては現行法への適合となり、バリアフリー化、セキュリティ面での向上、それと省エネ対応となってまいります。

次に庁舎トイレ排水管改修工事ですが、庁舎の各階のトイレの污水管の詰まりが頻繁に起こるということから、去年排水管内部のカメラ調査を行いましたところ、鏽、尿石等が管内に付着しまして管が半分近く閉塞状況にあることがわかりました。そこで、排水管の洗浄を行いま

して、尿石と錆等の除去を行うものであります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 全体で2,360万円、設計監理等委託料が140万円と計上されていますが、庁舎のエレベーターが東側と西側で2台、中央公民館の1台も含めてということですが、全面的に取り替えを行うのか。入口の開くドアからワイヤーロープ、そういう部分を全面的に取り替えるのか、それとも部分的に残したままで、モーターとかワイヤーとかそういうものを取り替えるのか。

今までも必ず定期点検を行ってきたわけですけど、25年経てばもう部品もないというお話がありました、エレベーターの3台の設置とその後のメンテナンス料が、改修後のメンテナンス料はどのくらい予定されているのか、わかれば報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） まず、ここの庁舎維持管理費のところで計上しております費用につきましては、庁舎エレベーター改修関係が1,860万円です。中央公民館の部分につきましては、先ほど言いました22、23ページに別途計上しております。

改修の中身ですが、エレベーターの外枠といいますか、建物内に入っておりますエレベーターの枠ですね、それと中を上下しますかご、そういうものは既存のままを使用します。それ以外の機器関係、先ほど言いました巻き上げモーターとか制御盤、それとエレベーターの中に付いてますボタン関係の操作盤、それと各階フロアに付いております操作盤、そういうものを全て取り替えるようにしております。

それとメンテナンスの関係ですが、現在月に1回点検を行っております。これを改修することによって、金額はつかんでおりませんが、若干費用的には安くなるということを聞いております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、まず設置した会社というか、庁舎ができた時に設置した業者がそのままエレベーターの全面取り替えを行うのか。それとも、1,860万円というのは随意契約の範囲内でやれるのか、それとも、他のエレベーター業者がたくさんいますが、入札を行うのか。その辺はどういうふうに考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 実際の発注につきましては、入札を予定しております。現在は、当初設置したメーカーがメンテナンスを行っておりますが、設計の中で仕様書を決めまして、それに見合う仕様書をつくります。その仕様書に合うところで入札を行いまして業者を決定したいと思っております。



○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 入札することによって、ある一定エレベーターは部品はその会社専用の部品になっているわけですが、かごは残す、ただし、ワイヤーだとかいろんな部品は他のメーカーでも対応できるように設計して、エレベーターの部分については公正な入札でやるというふうに受け止めていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、２款１項９目財政調整基金費、２款２項１目企画総務費について説明を求めます。これについては、関連する歳入がありますので、あわせて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、財政調整資金積立金と減債基金積立金については、歳入がございますので13ページをごらんいただきたいと思います。当初予定しておりましたものよりも利子の増が見込まれます。財政調整資金につきましては33万2,000円、減債基金につきましては31万2,000円の利子増が見込まれますので、それをそのまま積み立てするものでございます。

次に、まちづくり推進費の積立金でございます。まほろばの里づくり事業基金積立金につきましては、同じく13ページをごらんいただきまして、まほろばの里づくり事業基金利子が3万5,000円、それと、その下のほうにありますまちづくり支援のための指定寄附、これは自動販売機の分でございますけれども、これが4万円の増。それとその下のふるさと太宰府応援寄附金、これが21万2,000円の増が見込まれます。ふるさと応援寄附金につきましては、太宰府市出身者の方で現在東京に在住の方から20万円の寄附をいただいております。それと、お一人の方が定額給付金1万2,000円を寄附いただいております。それで21万2,000円の増が見込まれます。これをあわせまして28万7,000円をまほろばの里づくり事業基金に積み立てしてまいります。

それと、歴史と文化の環境整備事業基金積立金でございますけれども、これにつきましては11ページの一番初めにあります歴史と文化の環境税が約490万円増が見込まれることと、あわせまして13ページの歴史と文化の環境整備事業基金利子6万3,000円、この合計額496万3,000円をこの基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今回の場合は財政調整資金積立金として、利子として33万2,000円を積み立てるということで、13ページに財政調整資金繰入金として6,060万円を減額し、現在の残高は3億6,364万8,000円と、財政調整資金の積立額は逆に6,060万円を、早く言えば減額した関係

で、当初は4億2,424万8,000円ですが、最終的には5月31日の出納閉鎖によってある一定の変化が出てきますか。増額になるかどうか、もう少し積み立てができるかどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 財政調整資金繰入金で、この歳入歳出の差額分を今まで財政調整資金で補正を組んでおりましたけれども、それを予算ベースで6,060万円減らすということで歳入歳出の調整をしております。このことによりまして、予算ベースでいきますと財政調整資金は約13億1,000万円の現在高となります。決算が出ますとまた少し積み立てできるのではないかというふうには見込んでおりますけれども、その数字については今のところははっきりわかりません。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 22、23ページをお開きください。

10款2項小学校費、3項中学校費について、説明を求めます。

教務課長。

○教務課長（木村裕子） では、小学校費の施設整備関係費ですが、委託料で160万円、工事請負費で1,840万円、合計2,000万円で計上しておりますが、工事内容は国分小学校と太宰府東小学校の高圧受電設備改修工事です。

次に、中学校の施設整備関係費ですが、内訳は小学校と同様となっております。対象は太宰府西中学校、太宰府東中学校の高圧受電設備改修工事です。

この4件の工事を終了しましたら、予定されました全ての高圧受電設備の改修工事を終了いたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

10款4項5目公民館費について、説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 5目公民館費1,000万円の増額補正について、ご説明申し上げます。

先ほど総務管理費のほうで管財課長から説明したとおりでございますが、今回の補正予算は中央公民館エレベーター改修事業を行うもので、13節の工事設計監理等委託料70万円、15節工事請負費930万円を計上いたしております。このエレベーターは毎月の定期点検を実施しておりますが、設置後23年が経過し劣化が進んでいることや、部品の安定供給期間20年を超えていることなど、並びに建築基準法の一部改正に対応するための改修を行うものでございます。

財源といたしましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の一部を充当する予定にしております。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 中央公民館のエレベーターは4階までだったと思うんですが、館長、4階までですかね。

（中央公民館長「はい、4階です」と呼ぶ）

○委員（武藤哲志委員） そうすると4階で930万円、庁舎の2台は5階まであって先ほどあったようにやっぱり930万円、何かこう3つとも同じような金額で積算されているような感じがしますが。先ほど1,860万円という報告がありまして、皆全体的にですね、930万円ぐらいで予算を計上しているんですが、入札によってある一定の減額は見込まれるのか。一方は5階、一方は4階、しかも同じメーカーなのかどうか、その辺をもう少し、先ほどの2款1項7目との関係がありますがこの辺はどうですか。

（管財課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 管財課のほうでまとめて予算見積もりを取りましたので、私のほうでお答えいたします。

まず、メーカーは中央公民館も庁舎も同じでございます。トータルで積算しまして、庁舎が2基、中央公民館が1基ということで、台数で按分した関係で、1台当たり同額で計上しております。実際入札になれば、これから下がってくると考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款5項1目保健体育総務費について、説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 10款5項1目保健体育総務費、13節委託料及び15節工事請負費につきましてご説明いたします。

この補正予算につきましては、国の補正予算、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に伴うものでございます。

内訳といたしましては、北谷運動公園のキュービクル、高圧受電設備改修工事、北谷運動公園及び市内4中学校のナイター設備改修工事でございます。13節につきましては改修工事に伴う設計監理の委託料をそれぞれ80万円、合計160万円。15節につきましては北谷運動公園のキュービクル改修工事に920万円、ナイター設備改修工事に720万円、合計1,640万円を計上いたしております。

ます。

なお、補正予算書 5 ページにあります。年度内に事業が完了しないことから、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づきまして繰越明許費補正として計上するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、当委員会所管分の歳出全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入の審査に入ります。

先ほども説明がありましたけども、10、11 ページをお開きください。

1 款 7 項 1 目歴史と文化の環境税について、説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 経営企画課長が説明したとおりでございます。

1 款 7 項 1 目歴史と文化の環境税、現年課税分でございます。490 万円の補正をお願いするものでございます。

この補正につきましては、観光客等の駐車場利用者の増によるものでございます。最終的には、合計して 6,990 万 1,000 円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、14 款 2 項 5 目総務費国庫補助金について、説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは国の第 2 次補正予算で太宰府市に内示があった数字でございます。8,117 万 8,000 円でございます。これは景気対策のために公共施設及び公用施設の建設、修繕等に充当しなさいということで、これをもって景気対策に充てるという趣旨のものでございます。この配分につきましては、国のほうから通知がございました数字をそのまま計上しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12、13 ページをお開きください。

18 款 1 項 1 目繰入金について、説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 先ほどもご説明いたしましたけれども、今まで財政調整資金で歳入歳出の調整をしてございましたけれども、予算上はそれを減額して、6,060 万円を減額するというも

のでございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14、15ページをお開きください。

21款 1 項 4 目教育債について、説明を求めます。

これについては、第4表地方債補正も関連しますので、あわせて説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（木村裕子） 教育債の3,680万円につきましては、昨年の9月補正予算で計上分の耐震補強工事に伴う起債です。小学校は太宰府南小学校、中学校は学業院中学校です。

それから、6ページの第4表地方債補正でございます。これも先ほどの説明のように、小学校債につきましては太宰府南小学校の事業に1,030万円、中学校債として学業院中学校の耐震補強工事の事業に対しまして2,650万円の起債を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、当委員会所管分の歳入全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、第2表繰越明許費の審査に入ります。5ページをお開きください。

先ほども説明があっていますが、まず庁舎エレベーター等改修事業について説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（轟 満） 先ほどご説明しましたとおり、庁舎エレベーター改修工事を補正計上させていただきまして実施するもので、期間的に間に合わないということで平成22年度に繰り越すものでございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成21年度で計上してどうしても完了しない、3月31日までにできないということで繰越明許費が計上されていますが、最終的には所管の部分もありますが、エレベーターの部分からですね、関連する地域再生基盤強化事業、小学校の備品購入、耐震補強事業、高圧受電設備改修事業とかありますが、大体繰り越した金額で工事を発注していくわけですが、最終の、平成21年度の予算を繰り越して、起債まで交付を受けてありますけど、工事の完成時期、当然業務をやっている時、学校の授業中、こういう問題もありますし、北谷運動公園ではどうしても土曜、日曜は利用者が多い状況の中で、どういう期間内にどういう工事を行い、どの時点で平成21年度の予算を執行終了させるのかを大まかにですね。一番早く終わる部分で何月、最終的には何月ごろには完全に工事が終了するのか、ここの中で計上されております部分で説明ができれば

ばお願いしたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 庁舎エレベーター等改修工事についてお答えしたいと思いますが、設計で長くみまして大体3カ月ほど、実際の工事につきまして余裕をとりまして6カ月、あわせて9カ月ということで、12月ぐらいまでには完了するだろうと思っております。

実際は工程を煮詰めればまだ早くはなるとは思いますが、余裕をもってお答えいたします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、起債を受けたりしていますが、工事の完了が9カ月近くかかるということになってくると、入札減による新たな起債の変更が出てきたり、減額、認定の関係が決算の9月までにはこれを終了させなきゃなりませんが、9カ月というと9月までには決算上で報告できないような状況になりませんか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは平成21年度事業を平成22年度に繰り越ししますので、平成22年度中にその報告をいたします。精算の、繰り越した分の報告は平成22年度中にいたします。9月議会に間に合う、間に合わないということではないといふふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

まほろば号バスカット新設事業について、説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 説明いたします。

2款2項まほろば号バスカット新設事業540万円の繰越明許費でございます。これは9月補正でバスカットの新設ということをお願いしておりまして、その後、国土交通省福岡国道事務所との調整を何度となく行いましたが時間がかかりまして、今年度については設計のみを実施するという形で、本体工事につきましては平成22年度に繰り越しでお願いしたいというふうに思っております。設計ができしだい、新年度に入りまして入札等を行いまして、早めに設置工事が終わるように進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（武藤哲志委員「関連する問題で、いいですか。まほろば号の」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） まほろば号の、市長の施政方針にもありましたけど、西鉄二日市駅東口に乗り入れることを内部検討されているのかどうかとですね、私のほうに寄せられているのは、宇美商業高等学校に通学されている生徒の方が、宇美行きのバスが中央公民館近くの、観世音寺の前から出ているわけですけど、せっかくあれだけ道路が整備されたんだけど、西鉄二日市駅から

宇美行きのバスがあれば宇美商業へ通学するのに便利がいいという要望が挙がっている。それができなかつたら、まほろば号をできれば東口から出してもらって北谷で乗り換えると運賃が安くなると。今教育費の負担は大変なんです、そういう声が出ているんですけどね、西鉄バスの宇美行きが観世音寺の前から出発している、原から来てあそこで待機しているような状況があるんですけど、東口から運行できないかということと、まほろば号も以前から東口、関連するダイエー横の駐輪場の問題は建設経済常任委員会で論議はされると思いますが、自転車に乗ってお見えになる方が、そういうまほろば号とか西鉄バスの宇美行きの問題についての要望があるんですけど、そういう協議は行っているんですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 西鉄二日市駅東口までのバスの延伸については、要望があるということは把握しております。

そこで、内部協議いたしまして、まず今言われた宇美線を観世音寺で、今市役所が終点になっておりまして観世音寺の前の駐車場に待機しておりますので、このバスを東口まで延伸という形で昨年の8月だったと思いますが、市長名で西鉄本社のほうに正式に要望しております。それに対して、まだ正式な回答はいただいておりますので、今後また西鉄等と、そういった対応ができるのかどうかという形で、協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

ここでお諮りします。

教育費、小学校費、小学校理科等備品購入事業から、保健体育費の北谷運動公園高圧受電設備改修事業まで、説明があった分もありますけど、一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、それぞれ説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 10款教育費、2項小学校費、小学校理科等備品購入事業210万円と、その3段下になります、同款3項中学校費、中学校理科等備品購入事業134万8,000円でございますが、国の経済危機対策関連事業の理科教育設備整備費等補助金を受けまして事業を行っている分でございます。

全国一斉に発注がありまして、例年の10倍以上の額の急激な需要増によりまして、生産、供給が一部間に合わないような状況となっております。その関係で3月までの納入が見込まれないため、繰越明許をお願いするものです。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（木村裕子） 小学校耐震補強事業、これは太宰府南小学校ですが1,850万円と、その3

段下の中学校耐震補強事業、これは学業院中学校ですが6,840万円です。この2件につきましては、大規模工事になりますので実施期間が夏休み期間中ということで、平成22年度への繰り越しをお願いしますものです。

その下になりますが、小学校高圧受電設備改修事業、国分小学校と太宰府東小学校の2,000万円、その3段下になります、中学校高圧受電設備改修事業、これは太宰府西中学校と太宰府東中学校で2,000万円、この2件は今回の3月補正で計上させていただいておりますので、工事のほうを平成22年度に繰り越しをお願いしますものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 中央公民館エレベーター改修事業1,000万円ですが、庁舎エレベーター改修事業と同様、平成22年度に繰り越して工事させていただくようにお願いするものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 先ほどご説明いたしましたように、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金に伴うものでございまして、内容は北谷運動公園及び市内の4中学校のナイター施設の改修、それから北谷運動公園の高圧受電設備改修工事でございます。それぞれ設計監理等委託料、それと工事請負費を合算した金額で計上させていただいております。事業が年度内に完了いたしませんので、繰越明許費としてお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 先ほど歳出に関連しての、歳入の分の説明であります。

他に何か、皆さん……

（武藤哲志委員「関連する問題で、いいですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） はい、武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長の施政方針にありましたが、総務文教常任委員会の所管ですね、当初2億円近く、史跡水辺公園の改修工事を委員会で説明を受けたり、また当初予算で計上されてやっと終了するわけですけど、ここの部分についても市債もありましたが無事にやろうということですが、私どもの所管ではどんなふうな状況で工事が進行されたかというのは全くわからないんですね。全体的に予算特別委員会で審議もして、工事が行われて、私どもは工事前に監査として見に行きましたがどのようになったか。後でもセレモニーもあるということですけど。史跡水辺公園のその間の休業とかいろんな部分も出てきたり、決算関係にもかかわってきますが、今の状況だけでも、関連しますので、委員会としてもこんな大きな工事を承認した経過がありますから、関連で説明を受けたいと思いますが、その辺、委員長、許可いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 答えられますか。

（生涯学習課長「わかる範囲でよろしいですか」と呼ぶ）



○委員長（清水章一委員） はい、わかる範囲で結構です。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただ今武藤委員からご質問がありました史跡水辺公園の改修につきましては、ご指摘のように多額の費用を投じて大規模な改修を行っておるところでございます。ただ起債の関係で、地域活性化事業債ということで、機能向上を中に取り入れるということがひとつの大きな条件でございます。それで、単なる改修にとどまらず、利用者の利便性、そういうものを考えながら、より多くの方に利用していただけるような内容に向上するという部分もございました。

それで実際には、昨年の12月から今年の3月まで、約4カ月間を工事期間といたしております。内容につきましては、工事を一括ということじゃございませんで、分割発注をいたしております。建設、電気関係、空調ですね、そういう諸々の分割発注ということで、それぞれ毎週1回調整会議をしながら、現在も継続、進行中でございます。

ようやく4月1日にリニューアルオープンができるというところまでどうにかこぎ付けておりますので、その辺につきましても指定管理者でありますシンコースポーツのほうと協議しながら、現在調整を行っているところでございます。

なお、この工事期間に伴います指定管理料につきましては、前の議会の時にもご説明したかと思いますが、指定管理料についてはそのままと、休業補償等については一切支払いはしないということで指定管理者のほうとも協議を行っておりますので、そういう形で実施させていただいております。

また、4月1日から4日日曜日にかけましての4日間、ひとつのリニューアルオープンという企画の中で、どういうところが今回変わったのかということも広く市民の方にも知っていただきたいということもございまして、指定管理者のほうとも協議をしながら4日間については無料開放という中で、いろんな教室、そういうものも取り入れながら、1人でも多くの方に来場していただきたいということで進めておるところでございます。

また、4月1日の式典につきましては、11時から12時までの約1時間程度を考えておりまして、その式典につきましては改めてご案内を議員の皆さまにもさせていただくようになるのかなというふうに考えております。まだその辺は決裁をとっておりませんので、今の段階でのご報告ということにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

（武藤哲志委員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

議案第17号の当委員会所管分を採決します。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、本案の当委員会所管分は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 11時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書

○委員長(清水章一委員) 日程第6、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」を議題とします。

資料をごらんください。

紹介議員がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

門田委員。

○委員(門田直樹委員) 先日趣旨説明をしましたけれども、お手元に配布されたとおりですけれども、やはり憲法違反ではなかろうかという懸念が一番大きいところであります。参政権というのは国民固有の権利ということで、また、いわゆるこの件に関して賛成の方々がよく出されます最高裁の判例ですけれども、あくまでも傍論で主文とは大きく離れたところでございます。その辺のことも一言言っておきたい思います。

以上です。

○委員長(清水章一委員) それでは、ただいまの説明に対し質疑はありませんか。意見でも結構です。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 永住外国人の地方参政権の法制化については、過去全員で意見書を可決しているわけですね。当時は政府が自民党さんだったわけですけど、外国人の永住の問題も日韓条約の署名関係も含めてですけど、当時韓国大統領と永住権を持っている部分、日本で生まれ育ち、小学校、中学校、そういう形でですね、そういう方についての参政権については、当時の首相と韓国大統領と協定を結んだ経過があつて。

これ平成6年ぐらいじゃなかったですかね、議会で自民党さんの提案で。その時に、私としては賛成はしていますが、さまざまな議論もしているわけですが、ちょっと暫時休憩をはさんで、その当時ですね、論議になった内容だとか、誰がどういう状況でという、全会一致で地方参政権を求める意見書を可決していますので、資料を、私も事前に用意しておけばよかったんですが、ありましたら配布いただきたいと思います。

○委員長(清水章一委員) 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 平成6年12月20日に可決された意見書は承知しております。その件でまた
暫時休憩は私は必要ないと思いますけれども。また、先ほど言われましたような永住外国人、税金を払っているとか、あるいは住民の一人として近隣とうまくやっている、そういうことは参政権とは全然違う問題であります。納税に関しましてはいろんな社会サービスを受けるためのものであるし、国民と住民というものは基本的に違います。

その他いろいろあるんですが、質疑をここである程度やって、採決をしていただきたいと考えています。

○委員長（清水章一委員） では、今2つの意見が出ております。暫時休憩するか、それともそのまま続行するかというご意見でございますので、意見が2つにわかれておりますので、採決をさせていただきますと思います。

（武藤哲志委員「委員長、ちょっと私は、いいですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私としては、平成6年に全会一致で可決した意見書を、やぱり総務文教常任委員会に付託を受けている以上は、過去の審議内容だとか、全会一致で可決した、今度はそれを認めないという部分になりますと、議会で議決したものが何であったかというのもありますから、当時の意見書と可決した経過、この部分は議事録であるわけですから、それを資料として配布いただくための休憩をお願いしたいということです。この請願についてどうこう言っているわけじゃない。過去の議会の総意が、やはり今度は全く別の形で請願が提出されていますので、審議の資料として配布するために休憩をお願いしたいということです。

○委員長（清水章一委員） だから、今その部分について2つに意見が分かれておりますので、暫時休憩して、平成6年、過去の意見書を参考資料として配って欲しいという意見と、もうそれは必要ないという意見と2つありますので、採決させていただきますと思っております。

武藤委員がおっしゃっていましたように、最初のほうのご意見の部分について、暫時休憩して過去の、全会一致で可決した意見書を参考資料として配布して欲しいというご意見が出ておりますので、そのことについて賛成の方の挙手を求めたいと思います。

（委員1人挙手）

○委員長（清水章一委員） では、必要ないということで、このまま・・・

（武藤哲志委員「挙手をするんですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 採決ですよ。2つに意見が分かれておりますので、皆さん方のご意見を。必要ないという方と出して欲しいという方ですので、2つに意見が分かれていますので採決をとるしかないのかなと。請願の採決じゃありませんよ、休憩に対してですよ。

（武藤哲志委員「その部分について採決というのは、ちょっと、議会での委員会活動として、委員長いいですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） 議会活動として請願者に対する趣旨もありますし、また過去もあるし、委

員会活動として具体的に審議する、その責任があるんですけど、私が言っている平成6年に全会一致で可決された内容を資料として配布し審議して欲しいというのを、それはもう必要ないという意見もあるかも知れませんが、委員会活動としてはそういうものを精査をしながらやっていくのが私は委員会活動というふうに思うんですが。そこでもう、少数意見は認めない、採決だということになってくると、委員会の本来の活動が縮小されたような感じがするんですけど。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 先ほども申しましたけれども、意見書の内容は重々承知しております。同じ会派としまして佐伯委員もよくご存じと思います。

また、こういうふうな審議の流れを大きく変えるようなことに関しては、動議という内容だと思いますので、私は採決はやぶさかじゃないと思うんですけど。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 資料があるなら、事前に配るべきだったと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 両方の意見がありますので、もしよろしければここで休憩をとって、資料を配布させてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（清水章一委員） では、委員長判断として、武藤委員のほうからご意見が出ていますので、事前に申し入れがあつていればよかったと思いますが、参考資料として配って欲しいということでございますので、休憩して資料をお手元に配布させていただきます。

休憩しまして、午後1時から再開したいと思いますので。

（武藤哲志委員「あわせて次の分も、郵政民営化も全会一致で可決した経過がありますので、参考として。またそこで同じことを委員長にお願いするのもあれですから。郵政民営化も全会一致で可決しておりますので、この資料も次の審査に必要ですので議事録とか、そういう全会一致の経過がありますので、お願いしたいと思います。」）

○委員長（清水章一委員） では、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

先ほど資料配布の申し入れがありまして、皆様方のお手元に配布させていただいております。

1つは外国人の参政権の関係、もう1つは郵政事業の関係、2種類配布しております。

この請願の部分につきまして、ご意見がございましたらどなたかどうぞ。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審議資料、休憩中に配布いただいて、ありがとうございます。

前回の意見書を見ていただきますと、当時の議会ですが、私は当時賛成者になっておりませんが、現在も議員として田川議員、それから福廣副議長、私も残っておりますが、当時こう

いう状況で、議事録も全会一致で可決した状況があります。それで全会一致で可決しておって、今回またこういう同じような内容、少しは内容は違っておりますが、議会が全会一致で可決した以上は、今回はこの意見書は可決すべきでないというふうに思うわけですね。これは法制化に反対ということですが、前の部分を可決していますので、今度の場合については反対する請願というのは意に反するような感じがしますので、この取り扱いについてはちょっと慎重に対応すべきだと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 資料配布されていますが、議員もほとんど変わっております。それから平成6年ということで、かなり前であります。

その後、例えばEUでいわゆる移民ですね、労働力等々いろいろあるみたいですが、参政権に関しては非常に問題になっております。また、あちこちなんです、例えばカナダでは、ある国の住人がいわゆるその地域の2割以上を占めているということで、いろんな行政、また選挙、いろんなところで影響が大きいということも報告されています。

全国的にいろんな、この件に関して主に反対の運動というのが起きています。ここで議会としても、もう一度きちんとした意思表示をすべきだと思います。具体的な点もこの請願の中に入る盛られておりますし、特に内容についての意見というのはもうほとんど出つくしたと思いますので、採決に入っていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、ご意見もないようですので、これで質疑、協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私はこの請願に反対の立場で討論いたします。

その理由といたしましては、今、先ほど門田委員がおっしゃいましたように、この参政権につきましては現在議論が活発に行われているという状況を把握しておりますし、それぞれの言い分というのかなり資料等が出回っていますので、私自身も見て、自分なりに勉強してきているところではあります。

確かにいろいろな課題点はあるかというふうには受け取っておりますけれども、しかしながら日本が今後どのような形で国際社会に加わっていくのか、そして外国人とどのようなかわり方をするのかという部分でまだ非常にデリケートな問題であり、議論が尽くせていないところも多々あのではないかと思います。

この請願の中でちょっと私が気になったのは、例えばG8の問題を書かれておられますけれども、G8の中では、ロシアと日本を除く国は多重国籍を認めておられます。したがって、G8の中で多重国籍も、また参政権も認めていないというのは日本だけというふうな形になっておりま

す。この2番目の書き方をしますと、いかにも他の国は多重国籍も認めないし参政権も認めていないと、一切外国人の政府への関わりを認めていないというような受け止め方ができますが、多重国籍を認めているということは当然参政権もあるわけですから、それはやはり違うのではないかというふうに私は思います。

また、先ほど憲法の部分でもおっしゃいましたように、確かに傍論で、主文ではない部分で地方参政権についてということで述べておられます。この部分についても、現在憲法学者の中で議論が交わされている段階であると私は認識をしております。

したがって、この請願の中の内容も、若干偏っているところがあるのではないかなというふうに判断をいたしまして、この請願には反対いたします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は、平成6年12月20日に提出された定住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書に賛成をいたしております。今度はこれを、参政権に反対する請願についてはですね、以前賛成していて今度は反対という態度はとれません。議事録を見てもわかるようにそういう状況ですし、論議はなされているようですが、私としては歴史からみて強制的に日本に連行され、そういう状況の中で2世、3世になっておられますし、植民地化された当時は強制的に日本名に変えさせられたりさまざまな部分がありまして、当時在日韓国人の方々が政府の、自民党のほうにこういう請願を出したいという形で、政権が変わればこういう状況になるのかというのは疑問点もありますが、私はやはり日本で生まれ、日本の小学校、中学校、高校、大学を卒業し、自分の祖国の言葉も話せない、こういう状況になっている中で、帰化していないためにその権利が、選挙権だけがないという状況は問題がありますし、私はやはり選挙権を与えるべきだという、また今の政府もそういう立場にたって参政権の審議をしている状況です。

よって、私はこの参政権付与の法制化に反対する請願については賛成できないことを討論いたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

請願第1号を採決します。

本案について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手と認め、本案は採択することに決定しました。

〈採択 賛成4名 反対2名 午後1時08分〉

○委員長（清水章一委員） ただいま委員会で採択した請願第1号については意見書の提出を要望するものであり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

(意見なし)

○委員長(清水章一委員) それではお諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、この意見書を本会議最終日に上程するに当たって、提出者と賛成者を決定したいと思いを。

ご意見ありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 私は請願に反対いたしておりますので、そういう賛成者ということについてはなれませんでしたので辞退いたします。

○委員長(清水章一委員) ここでお諮りします。

提出者を小柳副委員長、賛成者については請願の採択に賛成された委員3名とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○委員長(清水章一委員) 日程第7、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

紹介議員がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いします。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) これも平成16年に、ここに当時の委員会の委員もおられますが、小柳委員、渡邊委員、それから安部陽委員、議長以外は全員が郵政事業の経営形態維持に関する請願を全会一致で採択したという形で、郵便局長さんからのお願いで、小柳委員が提出者で賛成者として私や渡邊委員、門田委員、委員外の議員もおられますが、全会一致で採択しております。

それから皆さんのところに全国市議会旬報というのが届いていると思うんですが、12月25日に郵政改革見直しの部分で全国市議会議長会が、ぜひ今の郵便局制度の見直し、元というのか、実施された後にさまざまな問題が出てきたという形で反対の部分、全国市議会議長会が表明をいたしております。

また、全会一致で採択しておりますし、株式会社化して売買されるようになると以前の電電公社と同じような状況にもなるし、また質問もしましたが、大きな特定局でも中に区切られていて、普通の郵便局と簡易郵便局でも業務しておりますし、問題点もありますので、やはり抜本的に直しに関する請願はぜひ採択していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（質疑なし）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

それでは、請願第2号について、ご意見はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 請願の1ページの下から4行目、5行目ですが、ユニバーサルサービスの義務を課するのであれば、株式会社ではなく政府が責任を負う云々とありますね。公共の福祉の増進を目的とする公的事業体とする以外に道はないという、この辺の趣旨が今ひとつ、具体的にわからないんですが。

○委員長（清水章一委員） 意見ですか、質疑ですか。

○委員（門田直樹委員） 質疑ですね。紹介議員が説明できるんだったら聞きたいです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今株式会社に、民営化して株式会社になっていますね。いろいろ分けられておって、当然株式会社になれば各社長がおられますが、株式をどうするかという、日本で一番大きな部分ですが、制度的にはですね。そういう状況の中で、株式会社になってしまっただけ株を売買したり上場することもできるわけですが、銀行法とか保険法の関係で。それをやはり、株式会社になっていますが、政府が全額責任を持つという状況が書かれていると思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） ただいまの説明を聞いていますと、政府が全額責任を持つというご説明ですけど、この辺のところが少し、私としてはまた元に戻るような考え方じゃないかなということで、もう少し調査していきたいということで、継続審査を、委員長、お願いします。

○委員長（清水章一委員） ただいま佐伯委員から請願第2号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。

よって「請願第2号を継続審査とする動議」を議題とし、採決します。

請願第2号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手と認め、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成4名 反対2名 午後1時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

○委員長（清水章一委員） 日程第8、意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」を議題とします。

賛成者がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いします。



武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これは、福岡市議会でも昨年の12月に全会一致で可決いたしております。

それと大体内容は同じですが、最終的には政府の税制改革概要が少し変わっております。ただし、全体的には来年度の扶養控除が16歳未満は廃止される、それから19歳未満の部分の上乗せも廃止されると。それから最終的には平成24年からは地方税まで影響を受けるわけですが、今後は配偶者控除まで廃止されるという状況もあるようです。子ども手当の関係がありますが、扶養控除というのは、それでなくても今まで控除がどんどん廃止されてきたわけですが、これによって大きな増税、市民負担が強まりますので、ぜひ所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書を提出していただきたいということでもあります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） それでは、ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません、質疑と意見と半々ぐらいなんですけど、この意見書の案文は私も納得しているところですが、意見書案の6行目のそして子ども手当の給付を受けられない23歳以上70歳未満、この一連の文章についてですね、これは昨年12月22日に政府のほうで現行どおりやるというふうな決定が下されておりますので、12月に福岡市議会で可決した時はまだその部分があいまいだったのでこの文章がたぶん入っているんだと思うんですが、すでにこの部分は今申し上げたような結論が出ていますので、意見書の中からこの部分は削除したほうがいいんじゃないかなというふうに私自身は思うんですが、提案をされた方に、これは質問になるのか意見になるのかわかりませんけども、いかがでしょうか。これは現行どおりというふうなことで政府が確か回答を示しているはずなんですけれども。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 渡邊委員から言われているように、19歳から23歳未満の特定扶養控除にかかわる45万円、それから23歳から70歳未満の親族扶養について33万円は当時はこれも廃止ということだったんですが、現在のところ地方税で33万円、44万円はそのまま残すということになっております。ただし、平成22年度の子ども手当半額の1万3,000円については財源処置がなされておりますが、平成23年度から年額2万6,000円についての財源のめどは全くたっておりません。そのために、どうしてもまたこの問題が、税制審議会あたりで配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除も廃止になる可能性があります。それで、今の23歳から70歳までの家族を扶養している世帯はという部分について修正することは、現状は政府も認めておりますので削除することについてはやぶさかではありません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） そうするとですね、今渡邊委員から23歳以上70歳未満の部分について削除したらどうかと、意見としては削除すべきだということですね。

現行については確かにそういう形になるけれども、平成23年度以降は子ども手当が全額支給さ

れるので、この部分がまた武藤委員が言ったような形になるのではないかということもあるので、その分まで視野に入れて採決を、このままでいいんじゃないかというのが武藤委員の意見ですね。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、委員の意見で、この部分を当面、今は暫定的に残っていますので、論議になった上ですね。だから、修正することは構いませんよという・・・

○委員長（清水章一委員） 修正、削除しても構わないということですね。

○委員（武藤哲志委員） はい、そういうことです。

○委員長（清水章一委員） 今のお二方の意見に関して、削除しても構わないよというご意見でございますので、それぞれの委員のご意見を・・・

（小柳道枝委員「済みません、委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） その件につきまして、ちょっとお話ししたいことがありますので、ここで5分ぐらい休憩いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 暫時休憩します。

休憩 午後1時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご意見がありましたら、お聞かせください。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません、先ほど質問して確認させていただきましたので、ここで文章の修正動議を提出させていただきたいと思います。

まず本文5行目の「現行の児童手当が廃止される中で」という文章ですが、これはまだ確定しておりませんので「廃止されようとしている中で」といふように修正し、その次の行の「そして」からさらに2行下りまして「増税だけが押し付けられることになります。」までを削除するという形での修正動議を提出します。

○委員長（清水章一委員） ただいま、5行目「廃止される」を「廃止されようとしている」に、6行目「そして」から8行目まで削除する修正動議が提出されました。

それでは、まず修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで修正案に対する討論を終わります。

修正案について採決します。

渡邊委員から提出された修正案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、修正案は可決されました。

〈修正案可決 賛成6名 反対0名 午後1時32分〉

○委員長(清水章一委員) 次に、修正部分を除く原案に対する討論を行います。

修正部分を除く原案に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで修正部分を除く原案に対する討論を終わります。

採決します。

修正部分を除く原案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手と認め、修正部分を除く原案は可決されました。

よって、意見書第1号は修正可決として本会議に報告します。

〈修正可決 賛成6名 反対0名 午後1時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上をもって、総務文教常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

閉会 午後1時34分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 22 年 5 月 20 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一